

第十三回 参議院運輸委員會會議録第十七号

昭和二十七年四月二十四日(木曜日)午後二時十五分開会

出席者は左の通り。

委員 山縣 勝見君 小泉 秀吉君

理事 植竹 春彦君 一松 政三君 高木 正夫君 小野 哲君 片岡 文重君

前之園喜一郎君 深川栄左エ門君

政府委員

運輸大臣官 間嶋大治郎君

運輸省部長 中村 豊君

運輸省副部長 中村 俊夫君

海上保安庁長 松平 直一君

専務部長 和達 清夫君

中央気象台長 北村 純一君

総務部長

事務局側

常任委員 岡本 忠雄君

会専門員 常任委員 古谷 善亮君

会専門員

本日のお話に付した事件

○気象業務法案(内閣提出)

○連合委員会開会の件

○委員長(山縣勝見君) それではこれから委員会を開会いたします。先ず気象業務法案を議題といたしま

す。前回に引き続き御質問を願います。御質問ございませんか。

○小野哲君 先だつての委員会でもちつと伺おうと思つておつたのですが、その機会を逸しましたので、今日伺つておきたいと思つた。気象業務法案を見ますと、運輸大臣の任務というところについての規定があるわけなので、それらの規定を設けることによりまして、又この本法全体としてのいわば気象業務の基本的な原則を定めるといふ建設的な意図があるようでありまして、そういった点で、運輸省設置法との関係がどうなるか。運輸省設置法にも気象の關係において運輸省の権限が定められておるわけでありまして、又中央気象台に関する規定もあつたわけでありまして、この法律の施行と相俟つて、運輸省設置法の改正の必要があるかと考へるわけでありまして、この際これは同時に考へておらるるか、まだ運輸省設置法の改正法律案は出ておりませんが、どういふ考へえを持っておられるか、この点を伺つておきたいと思つた。

○政府委員(北村純一君) 今お話の通り、運輸省設置法の中に若干の改正を加えたほうが非常に明確になると思つたのでございますが、現行の運輸省設置法をそのまま解釈によりまして、この法律を運用する余地もあるかに考へまして、この法律におきましては、直接運輸省設置法を要する手続をとりまして、直ちに改正する機会があるといふことは

想像されておりましたし、近く国会にも提案されます運輸省設置法の中にはこの業務法の規定を反映いたしますように、それら所定の改正を加えてございまして、それで御了承願いたいと思つた。

○小野哲君 そういたしますと、政府の行政機構の改革に伴う運輸省設置法の改正法律案の中に、適宜な規定を挿入する、この本法の基本制度の趣旨と表裏一体の關係における運輸の権限を明らかにする、こゝういふふうに解釈してよろしうございませうか。

○政府委員(北村純一君) 今お話の通り、御質問に差支えないと思つた。大体運輸省設置法の改正規定の施行期日は四月一日と予想されておりました、この法律が実施されるのは、この法律が公布されてから六カ月後といふことになつておきますので、この気象業務のほうの施行よりも先に運輸省設置法が施行されるということになつておきます。都合がよいのではないかと考へておられます。

○小野哲君 或いは他の委員から御質問があつたのではないかと考へるのでありますが、気象業務の基本制度を確立するといふこの法律案の考へ方からいまして、相当気象業務の運用に当つて、或いは人員の問題であるとか、或いは予算の問題であるとか、こゝういふものが起つて来るのではないかと考へておられますが、二十七年年度の予算を見ますと、この基本的な制度の確立に伴う予算の計上は私としては見当ら

なかつたように思つたのですが、これはどういふふうに考へていいでしょうか。

○政府委員(北村純一君) 二十七年年度の予算を編成いたしました際には、この気象業務法はまだ立案されておらずに、直接それに関連するべき事項は盛り込まれておらないのでございまして、この気象業務法に書き込まれた精神は、二十七年年度予算を編成する当時から我々が包摂しておりましたところなので、事情の許す限りにおきましては、その経費の中に盛り込んで参つたつもりであります。この気象業務法が成立いたしました後、この法律の編成その他につきましては、この法律の趣旨を生かすために一層努力いたしたいと思つた。

○小野哲君 次に伺つておきたいのは、中央気象台の性格の問題でありまして、運輸省設置法から申しまして、一つの附屬機関といふふうになつておるようでありませうか、こゝういふふうには運輸省の基本制度を確立する目的の法律が制定されようとしておられるかと考へておられます。私は一応この程度にして又……。

○委員(山縣勝見君) 他に御質問ございませんか。

○片岡文重君 ちよつと速記を止めて下さい。

○委員(山縣勝見君) 速記を止めさせていただきます。

○委員(山縣勝見君) 速記開始。他に御質問ございませんか。

○小野哲君 行政機構を簡素化して行くといふ建前から申しまして、外局を設置するといふことについては種々論議が行われるであろうと思つた。中央気象台と申しますか、気象に關する行政といふものが強化されるということになりますと、現在の組織ではやや不十分な点があるのではないかと、かように私は想像するわけでありまして、併し決して是非外局にされる必要はないことを申上げるわけではありませぬけれども、こゝういふ基本法が定められるにつれて、政府としては行政組織の見地からどんな考へえを持っておられるかといふことを一応伺つておきたいわけでありまして、私は一応この程度にして又……。

○委員(山縣勝見君) 他に御質問ございませんか。

○片岡文重君 ちよつと速記を止めて下さい。

○委員(山縣勝見君) 速記を止めさせていただきます。

○委員(山縣勝見君) 速記開始。他に御質問ございませんか。

○委員(山縣勝見君) 速記開始。他に御質問ございませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり」
○委員長(山縣勝見君) 別に御質疑もないようでありますから、これから本案の討論に入ります。入ることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(山縣勝見君) 別に御異議もないようでありますから――

○片岡文重君 これは今日上げるわけですね、それでしたら一応賛成をするものでありますけれども、先ほどちよつと申上げました通り、こういう表面に現れないで……

○委員長(山縣勝見君) ちよつと待つて下さい。討論じやないので、今のお話は……。ちよつと速記をとめて……

〔速記中止〕

○委員長(山縣勝見君) 速記開始。じや、討論に入っておりますから……

○片岡文重君 法案に賛成をするものであります、更にこういう仕事に携わつてゐるかたちの待遇と、従つて又技術の向上、そういう点を考えますと、今まで余りに慮られなかつたと思われまゝるので、将来においてはもつとこういう面の、而もこれがあらゆる自然現象を対象とする、産業その他に重大な影響を与えるものであるし、特に暴風雨、地震等の被害を考えますと、もつと的確に、而ももつと早期に予報をされなければならぬという点も考えられる。そういう仕事の重要性から言つても、もつと機構が拡充され、そしてこれらに対する予算などには余り拘束をしないで、十分に技術者が、少くとも要求される程度のもものは私は政府として考慮すべきものではなからうかというふうに考えられます

るので、この法案が通りますというところを賛成すると同時に、更に氣象台としても、要求がおとなし過ぎたと言つては語弊があるかも知れませんが、謙虚に過ぎておつたのではなからうか、もつと積極的に要求すべきは要求して、日本の氣象技術の向上に貢献して頂きたいということを希望意見として述べておきたい、こういうことであります。

○委員長(山縣勝見君) 他に御発言はございませんか……別に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認め、これから採決に入ります。採決に入ることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(山縣勝見君) 御異議ないと認めます。それでは本案の採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山縣勝見君) 全会一致であります。よつて本案は可決と決定いたしました。

なお委員長の口頭報告の内容その他事後の手續等につきましては、慣例によりまして委員長に御一任願うことに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山縣勝見君) 御異議ないと認めます。なお例によりまして、本案を可決されたかたの御署名をお願いいたします。

多敷意見者署名

- 小泉 秀吉 植竹 春彦
- 一松 政二 高木 正夫

小野 哲 片岡 文重
前之園喜一郎 深川榮左エ門
○委員長(山縣勝見君) ちよつと速記を止めて……
午後二時四十分速記中止

午後三時十七分速記開始
○委員長(山縣勝見君) 速記を始め……この際お諮りをいたしたいと思ひますが、道路法案及び道路法施行法案について当委員会と建設委員会と連合委員会を持ちますことについてお諮りをいたしたいと思ひますが、如何でございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(山縣勝見君) 持ちますことに御賛成のようでありますから、それでは道路法案及び道路法施行法案について建設委員会と連合委員会を持ちますことを申入れたいことにいたします。

それでは本日の委員会はこれを以て散会いたします。
午後三時十八分散会